

○庁内放送実施要領

平成 25 年 8 月 21 日

広 第 4 7 0 号

警 察 本 部 長

庁内放送実施要領の制定について（通達）

埼玉県警察本部庁舎（埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号に所在する庁舎をいう。）における庁内放送を適正に実施するため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 25 年 9 月 1 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

庁内放送実施要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察本部庁舎（埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号に所在する庁舎をいう。）における庁内放送（以下「放送」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施責任者

- 1 警察本部に、放送の実施責任者を置く。
- 2 実施責任者は、総務部広報課長をもって充てる。
- 3 実施責任者は、総務部広報課の職員の中から放送の実施担当者を指定する。

第3 放送の実施

- 1 放送は、実施担当者が総務部広報課設置の放送機器を使用して実施する。
- 2 放送は、第4の2の規定に基づき実施責任者が受理した放送依頼について、埼玉県の休日定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の次に掲げる時刻に実施する。ただし、実施責任者が必要と認めた場合は、あらかじめ依頼のあった放送時刻に実施することができる。
 - (1) 午前9時
 - (2) 午後4時
- 3 前記2に定める時刻であっても、会議を実施中である場合その他の業務の遂行に支障があると認められる場合は、放送を実施しないものとする。

第4 放送の依頼

- 1 放送を依頼しようとする所属長は、放送を希望する日の1週間前までに庁内放送依頼書（別記様式）を実施責任者に提出するものとする。
- 2 実施責任者は、放送の内容が次に掲げる要件に該当する場合に放送依頼を受理する。
 - (1) 放送依頼所属の所掌事務に関するもののうち職員に対し周知伝達する必要があると認められるものであること。
 - (2) 来庁者が聞いても支障がないと認められるものであること。
 - (3) その他放送の必要があると認められるものであること。

第5 放送実施上の留意事項

放送の実施が、埼玉県が行う庁内放送の実施と重複しないようにすること。

実施日

この通達は、平成 25 年 9 月 1 日から実施する。

別記様式（第4関係）

A	B	C	D	E	F

第 号

年 月 日

総務部広報課長 殿

長

庁内放送依頼書

放送期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
放送時刻	1 午前9時 2 午後4時 3 その他()
件 名	
放送内容	
依頼所属	分掌
担当者	氏名 (警電)

(注) 放送時刻の欄は、該当する数字を丸で囲むこと。